

# 陸運調整の實際 (七)

武 若 時 一 郎

## 第二部 列國に於ける調整の動向

### フランス

フランスに於ける鐵道及び道路運輸事業の調整は多年の懸案となつてゐたが、今や展開されて一個の運動となるに至り、最近公布された諸法令に依つて、恐らく確定的な事實となることと思はれる。この運動は道路及び鐵道の事業に關する直接の監督を「鐵道道路總局」(Direction Générale Des Chemins De Fer et la Voirie Rantière)と稱する行政

部局の下に置いた一九三三年七月八日の大統領令に淵源し、鐵道及び自動車運輸の調整の實現を擔當する委員を土木省に設置した一九三四年四月一九日の大統領令に依つて最高潮に達せしめられたといつて差支ないであらう。その間に在つて、一九三三年二月三〇日と一九三四年一月一日この大統領令は、諸他の事項と共に、鐵道が(行政官廳の認可を受けて)鐵道運輸事業を道路運輸事業に取り換へることを認めたのである。これらの大統領令の適用に依つて鐵道は他の運輸形態との競争についてより、衡平を基準

の上に立つたに至るであらうと期待された。この一般的な動向は更に、一九三四年の初めにフランス下院に於いてドゥーネルグ氏が、その當時漸く完了した本問題に關する經濟會議の報告に關聯して、調整といふことは單に結構だといふだけでなく、緊急差しおき難い必要のものであらう、と述べたことに依つて、一層拍車をかけられることとなつた。パリ商業會議所の「交通の路線及び方法」に關する委員は若干の點に於いて經濟會議の決議と趣を異にしながらも、該計畫とは大體に於いて一致してゐる様である。尙ほ土木大臣は夙にその年の四月に、運輸事業の調整を實現する目的を以つて經濟會議が立案採擇した諸参考案の検討に早速取りかかる積りであると公表してゐるのである。右の委員は一九三四年四月一九日の大統領令に依つて公に認められることになり主なる鐵道に依つて選任された専門委員一人、地方鐵道の職業組合に依つて選任された専門委員一人、政府、縣又は市町村に對して請負を爲せる自動車その他

の他の道路運送業の職業組合に依つて選任された専門委員二人、及びこれら五人の専門委員全員に依つて選任された主査委員一人を以つて構成されることとなつた。専門委員及び主査委員の任期は三ケ年、但し再任を妨げない。委員の到達した協定又は提案に對しては、土木省の決定を以つてその認可が與へられる。本委員は關係運送業者の間に、鐵道及び道路に依る旅客又は貨物の運送を目的とする公益企業組織に對する地域的協定を實現せしめんことを庶幾してゐる。協定の存しない場合には、主査委員は既存の事業の繼續若くは變更、又はその中の或るものの一定の期間内個々の場合について特別の決定されるに於ける廢止及び新規の事業の創設に關する自己の提案を土木大臣に提出する。協定又は主査委員の提案は土木大臣の認可に依つてその効力を發生する。これらの措置の效果として、政府の豫算面に次の様な利益が現はれるものと期待されてゐる。

一、道路競争に起因する鐵道収入の缺損はこれ以上増加

する様なことはないであらう。

二、將來他の運輸形態が抛棄すべき交通、殊に長距離運輸の鐵道への復歸は道路運送業者に依つて遺棄さるべき純收入よりも大なる純收入を鐵道全體のために確保することとなるであらう。

三、今後道路事業のために留保せらるべき交通を處理せる路線又は驛舎に於ける貨客の鐵道輸送の全部又は一部の廢止は、鐵道省に對しては營業費の節減となつて反映するであらう。

四、各種の企業をして損をしてまで運送を行ふに到らしめるが如き競争は絶滅されることになるであらう。

本大統領令公布の日より十五日以内に、公共的運輸業務に従事し且つ政府、縣又は市町村と請負關係を有せざる一切の企業はその主たる事務所々在の縣廳に登録すべきことを要求されてゐる。この計畫に關聯して、一九三四年四月に土木大臣は鐵道企業は全然鐵道のみこれを限定し、自動車運輸は道路のみに限定せんとする案について考慮して

ゐるといふことが報せられた。もしその案が實行されることとなれば鐵道は今後は道路運輸を目的とする子會社を作る權能を有しないこととなるであらう。この種の提案の理論は、二個の運輸形態を一個の經營の下に調整せんとするが如きは殆どその實効に乏しく、また利害關係の錯綜を來し、従つてそのために公衆の權利が屢々毀損される、といふ思想に基くものである。更に該案に於いては各運輸關係者は自己の完成すべき役務の型式について、地域毎に協定することを慫慂さるべき旨が要求されてゐる。長距離交通は小驛に於ける途中停車無しの迅速なる直通役務を提供すべき鐵道のために留保せられることとなる代はりに、道路運送業者は中間の諸驛について役務を提供し、鐵道系統の培養者たる役割を勤めることとなるであらう。

一九三四年五月、國有鐵道の總理事と上ノルマンディーのルーアン、アーヴル、ヂープ地區の道路運輸業者との間に、旅客及び貨物兩交通の公平なる分配について、協定が取り極められたといふことが傳へられてゐる。而してこの協定

に依つて總延長三〇〇哩以上に達する鐵道支線が廢止されるに至るであらうと解されてゐる。一九三四年九月には各種の調整協定がフランスの諸方面に於いて協議されてゐる旨が報せられた。ルーアン、アーヴル、チープ地區に於ける協定を主唱した國有鐵道の總理事ロール、ドートリー氏は、最近ラ、ロシエルに於ける一五〇人の自動車運輸事業代表者の會合に對する告辭の中で、シャラント・アンフェリユール及びドゥー、セーヴル兩縣に對する調整案の概要を發表した。北部鐵道會社はボーヴエー地區について道路運輸事業者と取極を行ひ、またカレー・ダンケルク地區に關しても協定を成立せしめるに至つたと傳へられてゐる。ペー・エル・エム鐵道はリヨン地方八縣の鐵道及び道路交通の調整に着手してゐる。ペー・エル・エム鐵道の總支配人ミニュー氏は、地方を單位とする計畫は、これが効果的なるためには、長距離自動車業者を包含しなければ駄目だといつてゐる。これを短距離又は中距離の事業に使用することが不可能なる場合にはこれらの業者のためにその設備を處分

する時間を措してやらねばならぬ。鐵道が技術的に觀て満足なる役務を與ふる地位に在らざることを證明し得た場合には、長距離の自動車運輸事業を存続せしめても一向に不都合はないであらう。「フランス交通聯盟」(Fédération Nationale des Transports de France) の會長ミニュー

氏は協定中のこの部分については、ミニュー氏と同一の意見を抱懷してゐる。ペー・エル・エム案の細目の中にはミニュー氏が或る會合に於いて述べたところに依ると一切の運輸を廢止する線路三五四哩、旅客の運輸のみを中止するもの一、四二五哩と豫定されてゐる。同社は現に營業中の線路六、二五〇哩餘を有してをり、その大部分は幹線である。ペー・エル・エム會社はまたマルセイユ地區に對する調整案を研究中であつて、その詳細は目下小委員に依つて考究されてゐるといふことである。

經濟會議に依つて始めて提唱せられた、一九三四年四月一九日の大統領令の規定に多大の影響を及ぼしたものと思はれる案に於いては、(一) 充分なる交通安全を確

保するため、警察的措置と、(二) 經營の取締とが必要であるとしてゐる。この目的を達成するため、行政官廳、運輸施設利用者及び運輸事業者の三者より均等に出した代表者を以つて組織する國家的な運輸會議の設置が必要であるとされてゐる。この會議には運輸機關の調整より生ずる一切の問題についてその意見を答申すべき任務を與へられる筈である。尙ほ、各縣に地方的會議を設置して知事の諮問機關とする。但しその決定に對しては中央の會議に異議の申立をなすことが許される。

自動車運輸に對しては特別の考慮を拂ひ、道路法及び現行の諸省令(重量及び速度の制限に關する)の改正と自動車運輸事業の重複の禁止とに依つて、嚴重な取締が行はれることになつてゐる。

自動車運輸の經營については、謂はゆる免許の制度が考慮されてをり、この種の免許は現存の運輸機關が不十分なりと認められる場合に限り且つ三年乃至五年の期間についてのみ附與される筈である。これらの免許は縣内のみを運

行する事業については、縣の運輸會議の意見を徴して知事がこれを與へることが出来る數縣に涉つて事業を行はんとする場合に於ては、免許は土木省と中央運輸會議とに依つて附與されることを要する。

これと同時に、鐵道省はその路線に平行した運輸事業の創設については、その事業計畫が他の競願者の提供される條件と比較して遜色のない場合には、優先權が與へられることになつてゐる。經營者には、郵便物の運搬その他特定の義務が課せられる。

鐵道と水路の交通の調整についても、同様の統制制度が提案されてゐる。一九三四年九月二七日の官報には、その目的のための委員會が大統領令に依つて設置されたことが報ぜられてゐる。右の大統領令に依れば、土木大臣は水上運送業者の若干の職業組合の職員にその代表者の互選を命じて委員會を作ることになつてゐる。協議の調はない場合には、土木大臣が直接に委員の任命を行ふこととなる。

代表者及び審判者の中に出席し難い者のある場合には、

右と同様の條件に依つて選任された補充の代表者又は審判者がこれに代はることが出来る。委員及び審判者は三年の任期を以つて任命される、但し再任されることが出来る。

地方委員會は七つ設置されてゐる。その管轄區域は土木大臣の提案に基き大統領令を以つて決定される。

大統領令中の一條には、各種の貨物は従來同種の貨物の運送を行ひ來りし請負業者、船主及び運輸機關に依つて、既往二ヶ年間に於ける數量と同一の數量だけ運搬し得る旨の規定が設けられてゐる。

請負業者は、運輸事業を繼續する資格を得るためには、本大統領令公布の日より六〇日以内に免許を申請しなければならぬ。申請には許可を理由づけるに足るだけの資料を添附することを要する。また免許は土木大臣が中央調整委員會に通知した後に與へられる。土木大臣は經營上の要件を定めることが出来る。請負業者又は特に指定された貨物を運搬する船舶の擔任者は適當なる貨物明細書及び運搬許可書の寫を携帯しなければならぬ。免許を受けた後行つた

運行の哩數及び運搬した貨物の噸量はこれを記録しておかねばならない。

大統領令は(一)中央調整委員會(二)地方調整委員會(三)貨物の運輸(四)新規の船舶(五)經過規定及び(六)雜則の六節に分たれてゐる。

一九三四年九月、鐵道、水上、道路運輸事業の調査のため、ペー・エル・エム鐵道とローヌ溪谷の三大道路運輸事業者との間に、交渉が行はれてゐる旨が報せられた。

これと同様の協定が、鐵道、沿海及び航空運輸の間に平衡なる分配及び結合を確立する目的を以つて、提案されてゐる。

叙上の目的を達成するためには、新に法律を制定することが必要であると考へられてゐるが、然しこの當面の改革は、先づ第一に現行の道路法を旅客の運輸及び運送取扱業者に關する限りに於いて改定し、第二には公共的性質を有する一切の旅客及び貨物運輸を新に設置せらるべき官廳の管理に屬せしめ、第三の手段としては職業的運輸手段の一

切を統制することに依つてより迅速に完成され得るのではないかと信ぜられてゐる。

この困難な問題を處理するために考案される機關としては、有ゆる技術的發展に對して容易に適應することを得、従つて使用されてゐる職員の利用關係を脅かすことなくして利用者の要求に適當に應じ得る様にするため、彈力性のある進歩的な方面に沿つて提案されてゐる。その目的とするところは、種々の運輸機關の機宜に適した調整を圖り、以つて役務の重疊を生ずるが如きことをなからしめ寄生的な路線を除去し、一切の重複を排除せんとするに在るのである。

國有鐵道は土木省の直接監理の下におかれてゐる。その豫算は土木大臣の認可を経ることを要し、また各種事業の管理者は土木大臣に依つて任命される。これらの管理者の補助機關として會議が設けられてゐる。議員は政府の任命に係るものであるが、會議の權限は私設會社のそれに比較して狭小である。國有鐵道の財政的構成は、株式發行とい

ふことがないので、専ら公債にその基礎を置いてゐる。私設鐵道は商社會社であつて公債と株式の雙方を發行してゐる。設立に當つてその定款は政府の認可を受けることを必要とし、また一九二一年の協約中に集められた特定の嚴重な規定に従ふことを要する。右の協約といふのは鐵道と政府との間に於ける一種の協定であつて、その管理及び財政的運営並びに國家との關係を確定することを目的としたものである。

(一) 公益の立場より鐵道系統の調整を行ふこと。鐵道會社は法律上の事項及び自己の組織については本來の獨任性を保有するが、その管理上の連帶性については特殊の規制が設けられる。この目的のため、該協約は次の二種の機關を設置した。(イ)「高等鐵道會議」(Conseil Supérieur des Chemins de Fer)これは政府側の機關であつて、鐵道に對する一般の利害に關する一切の問題について意見を述べるために招集される。各種の鐵道會社の理事機關の中より選ばれた者二人、使用人に依つて選舉せられた者一箇

人、商工業の各方面より土木省に依つて選任せられた者三五人を以つて構成される。(ロ)「管理委員會」(Comité de gestion)これは鐵道側の機關であつて鐵道に關する重要な決定を行ふために招集される。委員の過半数に依つて票決された決定は、總ての會社に對して拘束力を有する。この委員會には鐵道一社毎に三人の委員を出してゐる。從つて總ての鐵道が、その大小に拘らず平等の基準に依つて代表されてゐる譯である。政府の代表として鐵道局長がこれら二種の會議に議席を有してゐる。その任務は會議に出席して政府の政策を擁護するに在る。

(二) 財政上の連帶は共同基金の設定に依つて達成される。即ち甲の鐵道の利潤が他の鐵道の缺損を補填するためこの基金に拂ひ込まれるのである。この基金が不足の場合には國庫が所要の資金を貸付け、又はその保證を基礎として借入を許可する。

(三) 鐵道會社は今日では他の商事企業と同様に、その豫算の收支を合せることを要求せられ配當金を保障する舊

來の慣行は廢止された、共同基金に對する貸附金の形に依つて國庫が與へる援助は一時的のものたるに止まる。

一九二七年以降、一九三三年一月三〇日の諸大統領令及び一九三四年一月一九日の大統領令の公布される迄は、料金の増額に依つて鐵道豫算の收支を償はせることは法律上の義務とせられ、高等鐵道會議はこれが實行されてゐるか否かを監視し且つ共同基金の情況に應じて料金の増額又は減額に關する實際的意見を隨時政府に具申する義務を負はされてゐた。實際に於いては巨額の缺損が現はれ、借入制度を大規模に利用せざるを得ないこととなつた。

料金は鐵道使用者の總てに對して均等とせられ、法律に依つて定められた者以外には、會社が特別の料金を定めることを禁止された。土木省は公衆の一般的利益のために或種の料金を減額する權能を有してをり、また鐵道會社は充分なる検査を行つた後でなければ、この種の料金の増額を要求することを認められなかつた。

ところが一九三三年一月三〇日の大統領令は、鐵道本



來の運輸業務のみならず、鐵道運輸業務に代位せしめるために行つてゐる自動車運輸業務についても、鐵道が料金をその公告前に臨時に適用し得ることを認めることに依つて、料金認可の手續に相當の融通性を與へるに至つた。しかのみならず、嘗て引下げた料金は、今日では、從來の一ケ年の代はりに六ヶ月経過しさへすれば、舊の料金に引戻し得ることとなつた。同様にこの大統領令は最高及び最低の料金を規定し、これらの制限の範圍内に於いては、鐵道が一日間の豫告に依つて料金を如何様にも設定することを認めるに至つた。交通が途中の一部分のみ鐵道に依つて移動する場合に於いては、土木大臣は通し運輸に適用する運賃のみを制定することを認め得る旨をも規定してゐる。

(この種の運賃は鐵道に依る一部移動の運賃と他の運輸形態に依る一部移動の運賃との合算額とはかならずしも一致するものではない)。また料金の制度について頗る簡略な手續を規定し、道路運輸事業が列車運輸に代へるため鐵道に依つて開設せられ且つ公衆より徴收する手数料以外に何等

の報酬をも受けざる運賃請負業者に依つて經營される場合に於いては、鐵道は最高及び最低の料金に關して土木大臣の認可を受くることを要せざる旨を定めてゐる。この種の料金は實施前一ヶ月にポスターに依つて公告すべき旨の條件に従ふのみである。一九三四年一月一九日の大統領令は更に一步を進めて、鐵道がその料金徴收方法の簡易化を圖り、規程の中に定められてゐる様な籽數又は重量以外の基準に依つて料金を徴收することを認むるに至つた。この大統領令は籽數に應じて金額を定むべきこと、及び距離が六籽未滿なるときは六籽と看做すべきこと、並びに重量の端數は百分の一噸又は一〇匁毎に計算するを以つて足るべきことを規定してゐる。

一九三三年七月八日の立法までは、フランスは道路運輸事業に對して何等特別の形式の統制權を有せざる少數國の一であつた。道路車輛の各所有者に適用される諸規程を除けば、實際上は完全なる道路の自由が存在してをり、また私的經營者については免許を受ける必要もなかつたのであ

る。その結果、幾多の事例に於いて、道路事業は重複を來し、また概して不必要な競争が惹起せられるに至つた。然し國より補助を受くる道路旅客事業の場合には、設備、時刻表、料金等に關する一定の標準を遵守すべきことが要求せられてゐるのに、而もその傍らに於いては、類似の私營事業は運轉車輛の臺數、路線、發着時間を記載した届書を知事に差出すべきこととか、旅客の快適及び安全のため必要なる設備をなすべきこととか、運轉手は特別の運轉免許を受有すべきことといつた様な極く僅かの取締規定に服するに過ぎなかつたのである。鐵道營業の附帶事業として行はれる道路運輸事業は、鐵道に適用されると同一の嚴重な規定に従はなければならなかつた。

斯かる状況のため、主要なる鐵道會社は一九三二年に、道路對鐵道の問題審議のため調整委員會を設置することを發議するに至つた。同委員會はベール・エル・エム鐵道會社社長アンドレ・ルボン氏を委員長とし、(イ)鐵道會社(ロ)道路運輸事業(ハ)運送取扱店及び(ニ)運輸施設使用者

の代表者を委員として集めることとなつた。

約二ヶ月に亙る調査の結果委員會は大様次の如き四の決議を採擇した。

決議第一 これは二次的鐵道線路に於ける旅客事業が自動車運輸に代位せらるべき條件の探究を目的としたのであつて、斯る場合に於いて、道路事業と鐵道事業との間に於ける交通の分割並びに事業計畫及び料金の決定を支配すべき諸原則を定めてゐる。

決議第二 これは料金低廉にして正確且つ迅速なる施設の導入に依つて鐵道交通を増加する目的の下に、鐵道の通じてゐる特定地點に仕向けられる貨物の蒐集及び仕分を論じたものであつて、關係當事者の地方的協議會を推奨してゐる。

決議第三 これは道路及び鐵道事業間の效果的な調整方法として標準容器 (unit container) の使用普及を必要なりとしてゐる。

決議第四 これは重複及び有害なる競争を避くるため、

道路及び鐵道事業間に行ふべき交通分割に關する一般原則を概説し、根本原則は均等の條件の下に最低の價格を以つて充分の役務を提供する運輸方法は何れかとしふことを個々の地方の交通全部をして選擇せしめることに在るとしてゐる。

以上の決議は「管理委員會」を通じて主要なる鐵道會社に依つて是認せられ、政府に回附せられた。一九三三年七月八日、「公益上重大なる關係を有する鐵道の組織を現在の技術的及び經濟的要求に適合せしむる」ことを目的として

大統領令が公布せられた。

この法制の結果、従來「道路水力及電氣局」(Direction de la Voirie Rantière, des forces Hydrauliques et des Distributions J' Energie Electrique)の監督の下に置かれてゐた。フランスの道路運輸事業は一九三三年二月四日の大統領令に依つて「鐵道總局」(Direction Generale des Chemins de Fer)の下に移管されることとなつた。――

第二部完

## 内務省鋼道路橋設計示方書

### 改正案に關する研究討論 (二)

小澤久太郎

風荷重及横荷重

第十八條ノ(1) 風荷重及横荷重ハ水平動荷重トス、ソノ大